

介護技術講習会の概要（案）

1 目的

介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護技術に関する講習会（以下、「介護技術講習会」という。）を修了した者には実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験の受験者の資質の向上及び介護福祉士実技試験の適正実施に資することを目的とする。

2 受講対象者

介護福祉士国家試験を受験しようとする者で実技試験の免除を希望する者

3 講習に関する事項

（1）科目及び時間数

講習の科目及び時間数は、別紙 1 に定めるもの以上であること。

（2）講師の種別

講師の種別は、主任指導者及び指導者とする。

（3）講師の要件

下記の要件を満たす者であって、別紙 2 の講習を受講した者とする。

主任指導者

ア 指定養成施設等において専門科目を 5 年以上教授（指導）した経験を有する者

イ 介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を得た後、10 年以上実務に従事した経験を有する者

ウ ア及びイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者と認められる者

指導者

高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則として、5 年以上の実務に従事した経験を有する者

（4）講師の数

必要な講師の数は、受講者 40 人に対して主任指導者 1 人以上、受講者 8 人に対して指導者 1 人以上であること。